

| 改正  | 現行  | 備考  |
|---|---|---|
| <p data-bbox="255 394 1219 510">航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する<br/>解説・実施要領</p> <p data-bbox="566 911 902 961">令和<u>5</u>年<u>12</u>月</p> <p data-bbox="365 1171 1115 1287">国土交通省航空局 交通管制部<br/>管制技術課 航空灯火・電気技術室</p> | <p data-bbox="1492 394 2457 510">航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する<br/>解説・実施要領</p> <p data-bbox="1804 911 2139 961">令和4年11月</p> <p data-bbox="1602 1171 2353 1287">国土交通省航空局 交通管制部<br/>管制技術課 航空灯火・電気技術室</p> | <p data-bbox="2623 394 2763 527">本文中の<u>赤字下線</u>が変更箇所になります。</p> |

| 改正     |             |           |      | 現行     |             |           |      | 備考 |
|--------|-------------|-----------|------|--------|-------------|-----------|------|----|
| 改正等一覧表 |             |           |      | 改正等一覧表 |             |           |      |    |
| 追録番号   | 適用年月日       | 番号        | 備考   | 追録番号   | 適用年月日       | 番号        | 備考   |    |
|        | 平成15年12月25日 | 国空保第412号  | 制定   |        | 平成15年12月25日 | 国空保第412号  | 制定   |    |
| 1      | 平成17年 8月17日 | 国空保第202号  | 一部改正 | 1      | 平成17年 8月17日 | 国空保第202号  | 一部改正 |    |
| 2      | 平成18年 6月14日 | 国空保第 87号  | 一部改正 | 2      | 平成18年 6月14日 | 国空保第 87号  | 一部改正 |    |
| 3      | 平成19年12月 5日 | 国空保第339号  | 一部改正 | 3      | 平成19年12月 5日 | 国空保第339号  | 一部改正 |    |
| 4      | 平成20年10月30日 | 国空保第383号  | 一部改正 | 4      | 平成20年10月30日 | 国空保第383号  | 一部改正 |    |
| 5      | 平成21年10月30日 | 国空保第389号  | 一部改正 | 5      | 平成21年10月30日 | 国空保第389号  | 一部改正 |    |
| 6      | 平成23年 7月 1日 | 国空保第171号  | 一部改正 | 6      | 平成23年 7月 1日 | 国空保第171号  | 一部改正 |    |
| 7      | 平成24年 4月 6日 | 国空交企第513号 | 一部改正 | 7      | 平成24年 4月 6日 | 国空交企第513号 | 一部改正 |    |
| 8      | 平成25年 3月 4日 | 国空交企第593号 | 一部改正 | 8      | 平成25年 3月 4日 | 国空交企第593号 | 一部改正 |    |
| 9      | 平成26年 1月17日 | 国空交企第489号 | 一部改正 | 9      | 平成26年 1月17日 | 国空交企第489号 | 一部改正 |    |
| 10     | 平成27年 3月27日 | 国空交企第666号 | 一部修正 | 10     | 平成27年 3月27日 | 国空交企第666号 | 一部修正 |    |
| 11     | 平成30年 3月27日 | 国空管技第702号 | 一部改正 | 11     | 平成30年 3月27日 | 国空管技第702号 | 一部改正 |    |
| 12     | 令和 元年 8月13日 | 国空管技第168号 | 一部改正 | 12     | 令和 元年 8月13日 | 国空管技第168号 | 一部改正 |    |
| 13     | 令和 3年 4月 1日 | 国空管技第889号 | 一部改正 | 13     | 令和 3年 4月 1日 | 国空管技第889号 | 一部改正 |    |
| 14     | 令和 4年 3月31日 | 国空管技第770号 | 一部改正 | 14     | 令和 4年 3月31日 | 国空管技第770号 | 一部改正 |    |
| 15     | 令和 4年11月22日 | 国空管技第476号 | 一部改正 | 15     | 令和 4年11月22日 | 国空管技第476号 | 一部改正 |    |

| 改 正       |                    |                  |             | 現 行 | 備 考 |
|-----------|--------------------|------------------|-------------|-----|-----|
| <u>16</u> | <u>令和 5年12月27日</u> | <u>国空管技第535号</u> | <u>一部改正</u> |     |     |

| 改正  | 現行  | 備考                              |
|---|---|---------------------------------|
| <p style="text-align: center;">航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する解説・実施要領</p> <p>目次</p> <p>(略)</p> <p>第1章 ～ 第8章</p> <p>(略)</p> <p><b>第9章 窓口</b></p> <p>(1) 航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する連絡・相談窓口<br/>航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する連絡・相談は、以下の窓口へご連絡ください。<br/>○東京航空局保安部航空灯火・電気技術課 監理係</p> <p>(略)</p> <p>○大阪航空局保安部航空灯火・電気技術課 <b>指導第一係</b><br/>【愛知県一岐阜県一富山県以西の物件（ただし、空港等周辺を除く）】<br/><b>(削る)</b></p> <p>TEL 06-6937-2766<br/>FAX 06-6937-2789<br/>HP <a href="https://www.cab.mlit.go.jp/wcab">https://www.cab.mlit.go.jp/wcab</a><br/>受付時間 09:00～12:00、13:00～17:00（休日を除く月曜日から金曜日）」</p> <p>(2) 空港等の周辺における設置等に関する確認</p> <p>(略)</p> <p><b>付録1</b></p> <p>○国土交通省告示第1478号<br/>航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第三百三十二条の二第一項第四号の規定に基づき、昼間障害標識を設置しなければならない架空線を定める告示を次のように定める。<br/>平成十七年十二月二十六日</p> <p style="text-align: right;">国土交通大臣 北側 一雄</p> <p>昼間障害標識を設置しなければならない架空線を定める告示</p> <p>1 航空法施行規則（以下「規則」という。）第三百三十二条の二第一項第四号の告示で定める架空線は、次の各号に掲げるものとする。<br/>一～四 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる架空線は、規則第三百三十二条の二第一項第四号の架空線に含まれないものとする。<br/>一～四 (略)</p> | <p style="text-align: center;">航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する解説・実施要領</p> <p>目次</p> <p>(略)</p> <p>第1章 ～ 第8章</p> <p>(略)</p> <p><b>第9章 窓口</b></p> <p>(1) 航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する連絡・相談窓口<br/>航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する連絡・相談は、以下の窓口へご連絡ください。<br/>○東京航空局保安部航空灯火・電気技術課 監理係</p> <p>(略)</p> <p>○大阪航空局保安部航空灯火・電気技術課 <b>指導係</b><br/>【愛知県一岐阜県一富山県以西の物件（ただし、空港等周辺を除く）】<br/><b>《令和4年12月4日まで》</b><br/><b>TEL 06-6949-6527</b><br/><b>FAX 06-6949-3590</b><br/><b>《令和4年12月5日以降》</b><br/>TEL 06-6937-2766<br/>FAX 06-6937-2789<br/>HP <a href="https://www.cab.mlit.go.jp/wcab">https://www.cab.mlit.go.jp/wcab</a><br/>受付時間 09:00～12:00、13:00～17:00（休日を除く月曜日から金曜日)</p> <p>(2) 空港等の周辺における設置等に関する確認</p> <p>(略)</p> <p><b>付録1</b></p> <p>○国土交通省告示第1478号<br/>航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第三百三十二条の二第一項第四号の規定に基づき、昼間障害標識を設置しなければならない架空線を定める告示を次のように定める。<br/>平成十七年十二月二十六日</p> <p style="text-align: right;">国土交通大臣 北側 一雄</p> <p>昼間障害標識を設置しなければならない架空線を定める告示</p> <p>1 航空法施行規則（以下「規則」という。）第三百三十二条の二第一項第四号の告示で定める架空線は、次の各号に掲げるものとする。<br/>一～四 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる架空線は、規則第三百三十二条の二第一項第四号の架空線に含まれないものとする。<br/>一～四 (略)</p> | <p>大阪航空局の担当係の役職名変更および旧連絡先削除</p> |

| 改正   | 現行   | 備考   |
|--|--|--|
| <p>(「次の図」は、省略し、その図面を東京航空局及び大阪航空局に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。)</p> <p>付録2～付録13 (略)</p> <p>付録14</p> <p>航空障害灯及び昼間障害標識の設置について(届出)等の記入要領</p> <p>1.～10. (略)</p> <p>11. 提出先</p> <p>① 東京航空局<br/>(略)</p> <p>② 大阪航空局<br/>(削る)</p> <p>〒540-8559 大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎<br/>大阪航空局 保安部 航空灯火・電気技術課<br/>TEL 06-6937-2766</p> <p>届出書類作成にあたり不明の場合は、上記に照会願います。<br/>なお、届出書は各管轄空港事務所を経由して提出することができます。</p> <p>12. その他<br/>(略)</p> | <p>(「次の図」は、省略し、その図面を東京航空局及び大阪航空局に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>付録2～付録13 (略)</p> <p>付録14</p> <p>航空障害灯及び昼間障害標識の設置について(届出)等の記入要領</p> <p>1～10 (略)</p> <p>11. 提出先</p> <p>① 東京航空局<br/>(略)</p> <p>② 大阪航空局<br/> <u>《令和4年12月4日まで》</u><br/> <u>〒540-8559 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館</u><br/> <u>大阪航空局 保安部 航空灯火・電気技術課</u><br/> <u>TEL 06-6949-6527</u><br/> <u>《令和4年12月5日以降》</u><br/>         〒540-8559 大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎<br/>         大阪航空局 保安部 航空灯火・電気技術課<br/>         TEL 06-6937-2766</p> <p>届出書類作成にあたり不明の場合は、上記に照会願います。<br/>なお、届出書は各管轄空港事務所を経由して提出することができます。</p> <p>12. その他<br/>(略)</p> | <p>従来の縦覧方法に加え、インターネットでの公表を追加</p> <p>大阪航空局の旧連絡先削除</p> |